

○特地勤務手当等に関する事務取扱について

令和3年10月8日  
道本務第2824号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
みだしのことについては、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年道条例第34号。以下「給与条例」という。）、特地勤務手当等に関する規則（昭和45年道人事委員会規則7-357。以下「規則」という。）及び「特地勤務手当等の運用について」（平22. 11. 30人委第470号。以下「運用通知」という。）によるほか、今後はこの通達により取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようになされたい。

なお、「特地勤務手当等に関する事務取扱について」（令3. 3. 31道本務第5286号）は、廃止する。

記

1 住居を移転した日の取扱い

規則第5条第1項に規定する「住居を移転した日」とは、特地部局又は準特地部局（以下「特地部局等」という。）への異動等に伴う住居の移転が完了した日（生活の本拠を移し、実際に居住を開始した日）をいう。

2 住居移転完了届の提出

所属長は、職員が特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる場合には、当該職員から速やかに住居移転完了届（別記第1号様式）を提出させ、「住居を移転した日」を確認すること。

3 人事委員会の定める条件に該当する職員の認定

規則第5条第1項に規定する「人事委員会の定める条件に該当する職員」の認定に当たっては、運用通知3の(1)の事項中「任命権者（その委任を受けた者を含む。）」とあるのは、「所属長」と読み替えて取り扱うこととする。

4 特地部局等への再異動に伴って住居を移転しなかった場合の取扱い

特地部局等への異動等に伴って住居を移転したことにより特地勤務手当に準ずる手当を支給されている職員が、当該部局に異動等した日から起算して3年（3年を経過する際に規則第5条第1項に規定する人事委員会の定める条件に該当して引き続き特地勤務手当に準ずる手当を支給される場合にあつては、6年。以下この事項において同じ。）に達する日前に他の特地部局等に再び異動し、当該再異動に伴って住居を移転しなかった場合には、同項に規定する特地勤務手当に準ずる手当の支給終了事由に該当しないので、当該職員が、当初の特地部局等に異動等した日から起算して3年に達する日までの間、引き続き特地勤務手当に準ずる手当が支給されることとなる。

5 従前の住居等へ移転した場合の取扱い

特地部局等への異動等に伴って、従前の住居から通勤することが不可能なため住居を移転したことにより特地勤務手当に準ずる手当を支給されている職員が、通勤事情等の変化により再び住居を移転して従前の住居（これと同一地域にあると認められる住居を含む。）から通勤を開始した場合は、当該移転の日以降、特地勤務手当に準ずる手当を支給することはできない。

6 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当支給調書の作成等

職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給する場合は、運用通知5の(1)の事項に基づき、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当支給調書（別記第2号様式。以下「支給調書」という。）を作成し、保管すること。

なお、所属長は、特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けている職員について、特地部局等への異動等の日から3年を経過してなお引き続き当該部局に勤務させることとなる場合に

は、証明日等を支給調書の所属長の証明欄に記載すること。

7 異動者に係る支給調書の送付

特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給されている職員が所属を異にして異動した場合には、異動前の所属長は、当該職員の支給調書の写しを異動後の所属長に送付すること。

8 経過措置

この通達の発出の日において既に作成されている特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当支給調書については、6の事項に規定する支給調書とすることができるものとする。

別記第1号様式（2の事項関係）

住居移転完了届

(所属長)  殿	職・氏名	
部 局 名		
部 局 の 区 分	<input type="checkbox"/> 特地部局	<input type="checkbox"/> 準特地部局
異動発令等年月日	年	月 日
住居移転後の住所		
住居移転年月日	年	月 日
住居移転直前の住所		
異動前の部局名		
備 考		
20	70	220 住居移転完了届 長期

- 注1 住民票の写しを添付すること。  
 2 赴任期間後に住居を移転した場合には、その理由を備考欄に具体的に記入すること。  
 3 規則第6条第2項第2号に掲げる職員については、異動前の部局名欄は空欄とし、備考欄にその旨を記載すること。  
 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（6の事項関係）

特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当支給調書

部 局 名		決 裁 欄					
職 ・ 氏 名							
部 局 の 区 分	<input type="checkbox"/> 特地部局( 級地) <input type="checkbox"/> 準特地部局	現 部 局 異 動 発 令 等 年 月 日			年 月 日		
特地部局等に勤務することとなった日 における給料及び扶養手当の月額		給 料			職 級 号 俸 円		
		扶 養 手 当			円		
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当 関 係	現 住 所		現 住 所 へ の 移 転 年 月 日		年 月 日		
	前 勤 務 部 局 名		現 住 所 へ の 移 転 直 前 の 住 所				
	支 給 期 間 等	(特地部局等に勤務することとなった日 年 月 日) 年 月 日～ 年 月 日 (支給率 100分の )					
	所 属 長 の 証 明 欄	年 月 日以降引き続き勤務させるものである。 年 月 日 所属長					
	3 年 を 超 え て 勤 務 さ せ る 場 合 の 手 当 の 支 給 期 間 等	年 月 日～ 年 月 日 (支給率 100分の )					
		年 月 日～ 年 月 日 (支給率 100分の )					
		年 月 日～ 年 月 日 (支給率 100分の )					
備 考							
		20	70	230	特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当支給調書		長期

- 注1 特地勤務手当に準ずる手当関係欄は、特地勤務手当に準ずる手当を支給する職員についてのみ記入すること。
- 2 備考欄には、住居移転の遅延理由その他の特記すべき事項を記入すること。
- 3 規則第6条第2項第2号に掲げる職員については、前勤務部局名欄は空欄とし、備考欄にその旨を記載すること。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。